



平成 28 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 日本社宅サービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘  
(コード番号 8945 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役 竹村 清紀  
(TEL. 03 - 5229 - 8700 )

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 7 日の取締役会決議により、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うこと（以下「本新株式発行」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 11 月 2 日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 35,700 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 510 円
(4) 発 行 総 額	18,207,000 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	取締役 9 名 31,100 株 (うち、独立社外取締役 2 名 1,400 株を含みます。) 子会社取締役 2 名 4,600 株
(8) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法に基づき有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は平成28年 8 月19日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役を対象とした、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、平成28年 9 月28日開催の第18期定時株主総会において、本制度に基づき、取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために、年額100百万円以内（うち、社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬債権を支給することについて、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要】

これまで当社は、当社グループの取締役の業績評価につき一定の基準を設けるとともに、業績連動報酬の一つとして、取締役に対し株式報酬型ストックオプション（1円ストックオプション）を付与するなど、取締役が一定量の株式を保有する仕組みを設けることにより、企業価値の向上に努

めてまいりました。

今般、譲渡制限付株式報酬制度に関する会社法上の解釈の整理や、税法及び開示に関する諸規制の改正等により、本制度の導入に向けた環境が整ったことを踏まえ、当社グループの取締役に対して、株主価値をより一層共有させ、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度の導入を決定いたしました。

本制度においては、譲渡制限付株式として当社の普通株式の割当てを受けた各取締役は、払込期日から、平成32年を最終年度とする中期経営計画（以下「中計」といいます。）と連動した期間である4年間、当該株式について第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないものとします。また、当社は各取締役との間で、下記3に概要を記載した譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、当社グループの取締役の任期は1年であることから、本制度により取締役に割り当てる譲渡制限付株式としての当社の普通株式は、1年間の勤務継続に対する報酬の一部として、既存の報酬制度の1つである役員賞与の支給水準等を考慮し、今回は35,700株（金銭報酬債権合計18,207,000円）を付与するものです。

ただし、本制度においては、中長期的な企業価値の向上に資する観点から、中計期間と連動した期間を譲渡制限期間として定める設計としたため、本新株式発行以降も、年度ごとの業績に伴う評価も踏まえつつ、次年度においては3年間、次々年度においては2年間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を割り当てることにより、当社グループの取締役に対して継続的に譲渡制限付株式としての当社の普通株式を付与することを想定しております。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と当社及び当社子会社の各取締役とは、個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

#### ①譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた各取締役は、払込期日から平成32年11月1日までの間、割当てを受けた譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができません。

#### ②譲渡制限の解除条件

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該取締役が保有する譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

ただし、当該取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも、正当な理由により退任・退職等した場合は、当該退任・退職等の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該退任・退職等の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該退任・退職等の時点で当該取締役が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除します。

#### ③無償取得事由

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式について、当該時点の直後の時点をもって、当該株式を当然に無償で取得します。

#### ④株式の管理

譲渡制限付株式の割当てを受ける各取締役は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法により、当該株式を記載又は記録する口座を開設し、本譲渡制限期間中、当該株式を当該口座に保管・維持するものとしたします。

#### ⑤組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認日において各取締役が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。

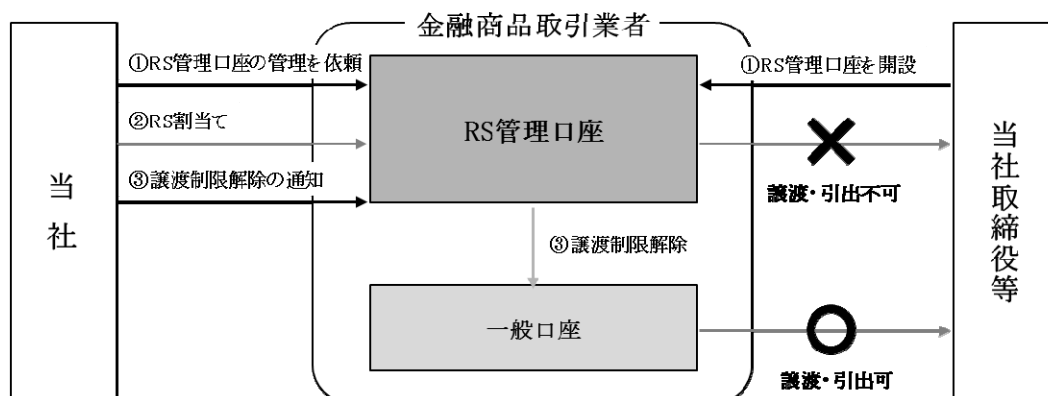
#### 4. 払込金額の算定根拠及びその他具体的内容

譲渡制限付株式の払込金額は、その発行に係る取締役決議の日の前営業日（平成28年10月6日）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である510円としております。当該払込金額は、算定時に最も近い時点における当社の普通株式の市場価格であり、合理的なものと考えております。

なお、当該払込金額については、株式会社東京証券取引所における当該取締役決議の日の前営業日までの当社の普通株式の1ヶ月（平成28年9月7日から平成28年10月6日まで）の終値平均である476円（円未満切捨て。以下、終値平均の計算について同じ。）に対する乖離率は7.14%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、乖離率の計算について同じ。）、3ヶ月（平成28年7月7日から平成28年10月6日まで）の終値平均である437円に対する乖離率は16.70%、及び6ヶ月（平成28年4月7日から平成28年10月6日まで）の終値平均である416円に対する乖離率は22.60%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

（注）当社では、平成28年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、上記1ヶ月の終値平均、3ヶ月の終値平均及び6ヶ月の終値平均の算定に際して、平成28年9月27日までの期間の株価については、当該株式分割が行われていたものと仮定し、これにより生ずべき影響を考慮した修正後の株価により計算をしております。

（ご参考）【本制度における譲渡制限株式（RS）の管理フロー】



※譲渡制限が解除されなかったRSは、当社が無償で取得します。

以上